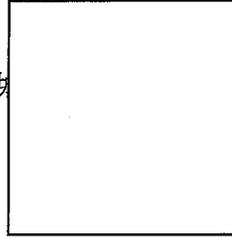


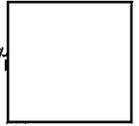
三原燃 第20-0692号
令和3年2月15日

原子力規制委員会 殿

茨城
三
代



大字舟石川622番地1
株式会社
梅田賢治



三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る
保安規定の変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり保安規定の変更の認可を申請します。

(別紙)

加工施設保安規定の変更

1. 変更の内容

令和3年1月14日付け原規規発第2101146号にて認可を受けた三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の一部を変更する。保安規定変更前後の「新旧比較表」を別添資料に示す。

2. 変更の理由

(1) 「核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）」の改正に伴う変更

- ・線量告示が一部改正され、眼の水晶体の等価線量限度が変更になったことから、これを反映する。

(該当箇所)：別表第5 放射線業務従事者の線量限度

(2) 記載の適正化

- ・条文の削除及びこれに伴う、節、条番号の適正化。

(該当箇所)：第6節，第67条の2

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

ただし、線量告示改正による眼の水晶体の線量限度の変更については、令和3年4月1日から施行する。

以上

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定
新旧比較表

令和3年2月

三菱原子燃料株式会社

新 旧 比 較 表

変 更 前 (令和3年1月14日付け認可)	変 更 後	変更理由
<p>[第1条～第67条 略]</p> <p><u>第6節 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持</u></p> <p>(新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持)</p> <p><u>第67条の2 建物及び設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は、第60条の7に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</u></p> <p><u>第7節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画</u></p> <p>(加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画)</p> <p>第67条の<u>3</u> 担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針（加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画）を策定する。また、担当課長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が、その経年変件事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</p> <p>2. 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p> <p>[第68条～第125条 略]</p>	<p>[同 左]</p> <p>[削 除]</p> <p><u>第6節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画</u></p> <p>(加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画)</p> <p>第67条の<u>2</u> 担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針（加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画）を策定する。また、担当課長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が、その経年変件事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</p> <p>2. 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p> <p>[同 左]</p>	<p>○本条項については、施設管理 第60条の7（保全計画の策定）にて読み込めることから削除する。</p> <p>○前節、前条削除に伴う適正化。</p>

新 旧 比 較 表

変 更 前 (令和3年1月14日付け認可)	変 更 後	変更理由																														
<p>付 則</p> <p>1. 施行期日 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。 <u>ただし、廃液処理設備(6)については、事業者検査に合格した日の翌日から施行する。</u></p> <p>[2. ~3. 略]</p>	<p>付 則</p> <p>1. 施行期日 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。 <u>ただし、廃液処理設備(6)については事業者検査に合格した日の翌日から、眼の水晶体の線量限度(別表第5)については令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>[同 左]</p>	<p>○眼の水晶体の線量限度についての適用は、「核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」の一部改正の施行日からとする旨を明記する。</p>																														
<p>別表第5 放射線業務従事者の線量限度 (第50条, 87条の3関係)</p> <table border="1" data-bbox="127 913 1285 1281"> <thead> <tr> <th colspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>男 子</th> <th>女 子</th> <th>眼の水晶体</th> <th>皮 膚</th> <th>妊娠中女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100mSv/5年 50mSv/1年</td> <td>100mSv/5年 50mSv/1年 5mSv/3月(注1) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで (注2)</td> <td>150mSv/年</td> <td>500mSv/年</td> <td>2mSv/出産まで (注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、加工規則第7条の3第2項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量について100mSv、眼の水晶体の等価線量について300mSv及び皮膚の等価線量について1Svとする。</p> <p>ただし、「核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(原子力規制委員会告示第8号)」第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げるいずれかの事象に該当する場合にあっては、実効線量について250mSvとする。</p> <p>この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。</p> <p>(注1) 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者を除く)について、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間</p> <p>(注2) 本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ってから出産するまでの期間</p>	実効線量限度		等価線量限度			男 子	女 子	眼の水晶体	皮 膚	妊娠中女子の腹部表面	100mSv/5年 50mSv/1年	100mSv/5年 50mSv/1年 5mSv/3月(注1) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで (注2)	150mSv/年	500mSv/年	2mSv/出産まで (注2)	<p>別表第5 放射線業務従事者の線量限度 (第50条, 87条の3関係)</p> <table border="1" data-bbox="1347 913 2504 1281"> <thead> <tr> <th colspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>男 子</th> <th>女 子</th> <th>眼の水晶体</th> <th>皮 膚</th> <th>妊娠中女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100mSv/5年 50mSv/1年</td> <td>100mSv/5年 50mSv/1年 5mSv/3月(注1) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで (注2)</td> <td>100mSv/5年 50mSv/1年</td> <td>500mSv/年</td> <td>2mSv/出産まで (注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、加工規則第7条の3第2項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量について100mSv、眼の水晶体の等価線量について300mSv及び皮膚の等価線量について1Svとする。</p> <p>ただし、「核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(原子力規制委員会告示第8号)」第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げるいずれかの事象に該当する場合にあっては、実効線量について250mSvとする。</p> <p>この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。</p> <p>(注1) 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者を除く)について、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間</p> <p>(注2) 本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ってから出産するまでの期間</p>	実効線量限度		等価線量限度			男 子	女 子	眼の水晶体	皮 膚	妊娠中女子の腹部表面	100mSv/5年 50mSv/1年	100mSv/5年 50mSv/1年 5mSv/3月(注1) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで (注2)	100mSv/5年 50mSv/1年	500mSv/年	2mSv/出産まで (注2)	<p>○「核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」の一部改正にともない、眼の水晶体の等価線量限度が変更になったため。</p>
実効線量限度		等価線量限度																														
男 子	女 子	眼の水晶体	皮 膚	妊娠中女子の腹部表面																												
100mSv/5年 50mSv/1年	100mSv/5年 50mSv/1年 5mSv/3月(注1) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで (注2)	150mSv/年	500mSv/年	2mSv/出産まで (注2)																												
実効線量限度		等価線量限度																														
男 子	女 子	眼の水晶体	皮 膚	妊娠中女子の腹部表面																												
100mSv/5年 50mSv/1年	100mSv/5年 50mSv/1年 5mSv/3月(注1) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで (注2)	100mSv/5年 50mSv/1年	500mSv/年	2mSv/出産まで (注2)																												